

議案第79号

新居浜市地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定
について

新居浜市地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

平成26年12月2日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市地域交流センター設置及び管理条例（平成22年条例第8号）の一部を次の
ように改正する。

題名を次のように改める。

新居浜市交流センター設置及び管理条例

第1条中「新居浜市地域交流センター（以下「地域交流センター」を「新居浜市交流
センター（以下「交流センター」に改める。

第2条中「地域交流センターの」を「交流センターの」に改め、同条の表に次のよう
に加える。

新居浜市大島交流センター	新居浜市大島甲589番地
--------------	--------------

第3条及び第4条中「地域交流センター」を「交流センター」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「地域交流センター」を「交流センター」に改め、同条
第2号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第6号中「地域交流センター」を「交流
センター」に改める。

第6条から第8条までの規定中「地域交流センター」を「交流センター」に改める。

第10条中「地域交流センター」を「交流センター」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

第11条第1項中「地域交流センターの」を「交流センターの」に、「行うため」を「行うため、交流センターごとに」に、「新居浜市地域交流センター運営審議会」を「新居浜市交流センター運営審議会」に改め、同条第2項中「新居浜市地域交流センター運営審議会」を「新居浜市交流センター運営審議会」に改める。

第12条から第14条までの規定中「地域交流センター」を「交流センター」に改める。

附則第3項中「地域交流センター」を「交流センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の新居浜市交流センター設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第2条に規定する新居浜市大島交流センターの管理に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に附則第5項の規定による改正前の新居浜市立公民館設置及び管理条例（昭和30年条例第14号）第4条第1項の規定により置かれている新居浜市立大島公民館の公民館運営審議会は、施行日において、新条例第11条第1項の規定により置かれる新居浜市大島交流センターの新居浜市交流センター運営審議会となるものとする。

4 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市地域交流センター設置及び管理条例第11条第1項の規定により置かれている新居浜市地域交流センターの新居浜市地域交流センター運営審議会は、施行日において、新条例第11条第1項の規定により置かれる新居浜市地域交流センターの新居浜市交流センター運営審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

(新居浜市立公民館設置及び管理条例の一部改正)

5 新居浜市立公民館設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

別表新居浜市立大島公民館の項を削る。

提案理由

新居浜市大島交流センターが完成することに伴い、新居浜市交流センターとして管理するため、本案を提出する。